

建設業 K Y T シート

No.7 高所作業車での剪定作業



建設業労働災害防止協会

整理 番号	7	業 種	造園工事	作業の 種 類	剪定作業	災害の 種 類	墜落・転倒 落 下
1 作業状況							
高所作業車での剪定作業							
2 予想される危険							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帯を使用していないので、身を乗り出した際、墜落する。 2. 作業床より道具が落下し、あたる。 3. 剪定枝が落下し、下方の作業員にあたる。 4. 高所作業車のアウトリガーが張り出していないので、車両が転倒する。 5. 誘導員を配置していないので、通行人がケガをする。 6. 架空電線があるので、感電の危険がある。 							
3 安全対策・事前処置							関係条文
<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業床上では、安全帯を使用する。 2. 道具類は腰袋に入れる。 3. 枝を落とすときは、声を掛け、下方を確認し落とす。 4. 高所作業車の運転は、有資格者が行う。 5. 高所作業車のアウトリガーは確実に張り出し、強固な地盤に設置する。 6. バリケード等で区画・表示し、誘導員を配置する。 7. 架空電線は、あらかじめ電力会社に連絡し、防護管を設置してもらう。 							安衛則第194条の7 安衛則第194条の18 安衛則第537条 安衛則第336条